

令和 3 年度

リニア中央新幹線

建設促進三重県期成同盟会

臨 時 総 会 資 料

令和 3 年 10 月 7 日

総会次第

開 会

主催者あいさつ

祝 辞

来 賓 紹 介

会 員 紹 介

報 告

リニア中央新幹線の県内駅候補地案の提案（亀山市）

候補地案にかかる今後のスケジュールの説明（三重県）

総会決議

閉 会

リニア中央新幹線の県内駅候補地案に関する提案

令和3年10月

リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会 会員

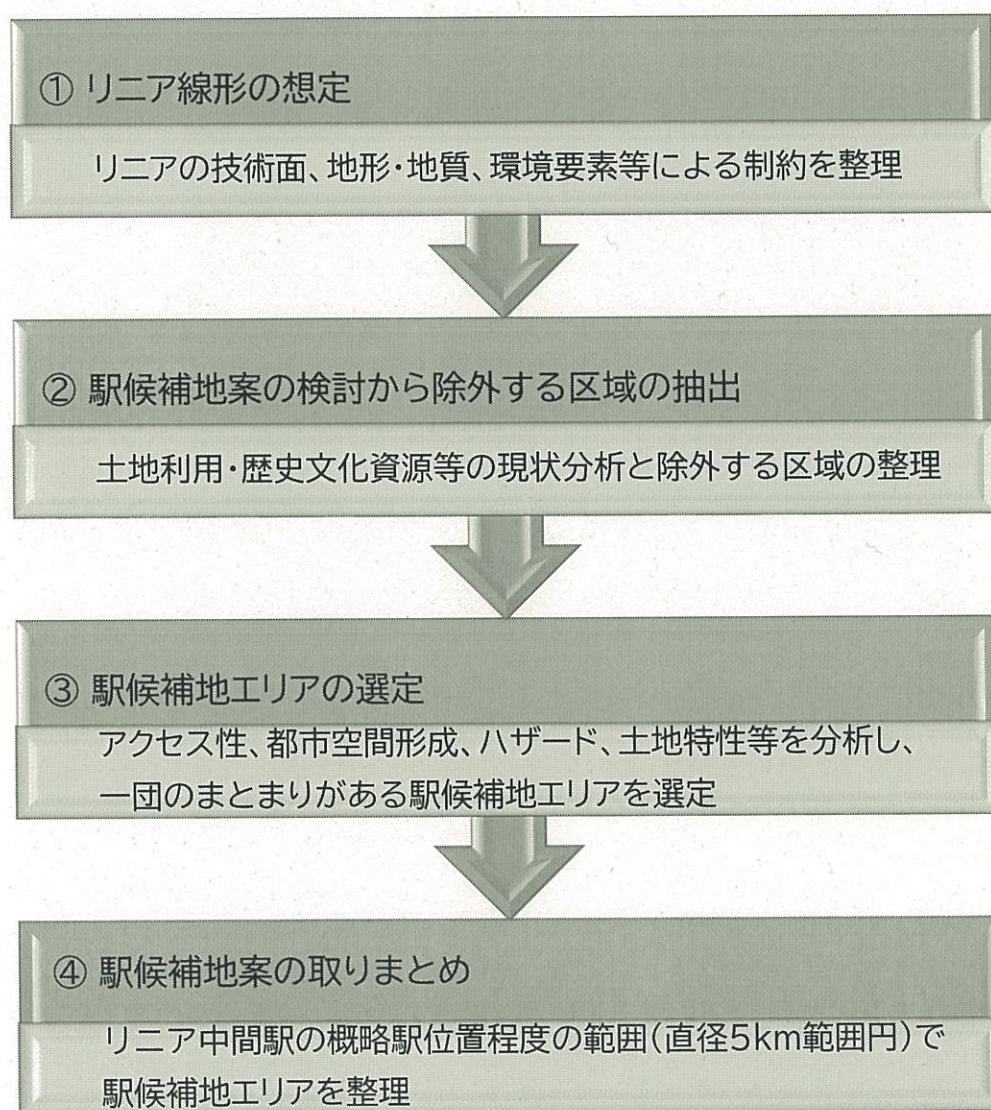
亀山市

本年1月、リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会において、リニア中央新幹線の県内駅位置候補を亀山市とすることが決議されました。

これにより、県内駅位置候補である本市において、駅候補地案の検討を行いましたので、次のとおり当期成同盟会に提案いたします。

1 駅候補地案の検討プロセス

駅候補地案は、次の検討プロセスに沿って取りまとめを行っています。



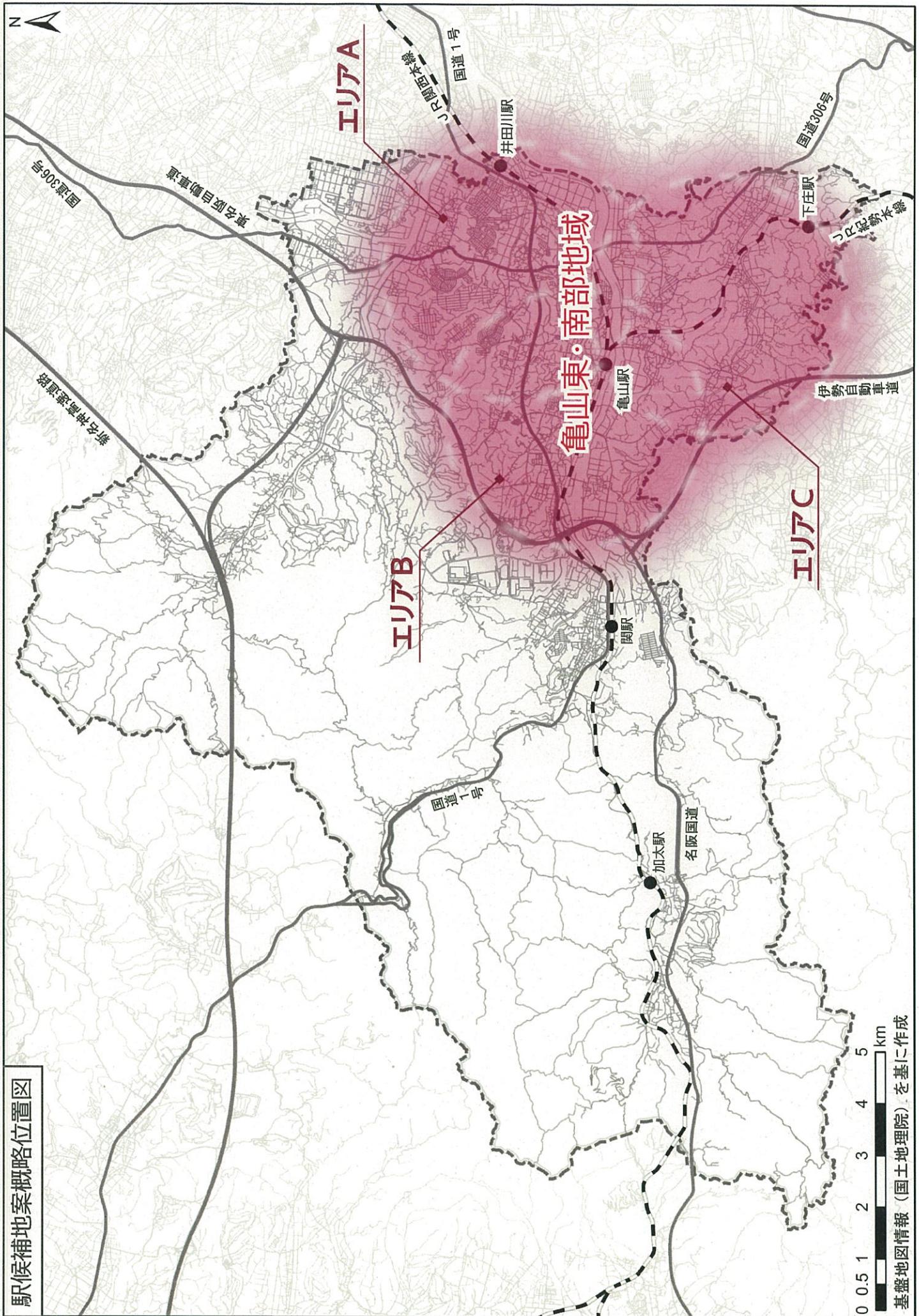
2 駅候補地案

リニア中央新幹線の亀山市内における駅候補地案として、次の3つのエリアで構成する「亀山東・南部地域」を提案します。(概略位置図参照)

なお、各エリアの主な特徴は、次のとおりです。

エリアA	<ul style="list-style-type: none">■東西方向に国道1号、南北方向に国道306号が通過するとともに、地域高規格道路「鈴鹿亀山道路」の計画もあり、広域的な道路アクセス性が高い。■JR井田川駅への乗り換え利便性を確保することにより、鉄道によるアクセス性が高まる。■規模の大きな住宅団地が立地するとともに、市北東部の産業拠点や鈴鹿市西部の市街地等にも近く、産業・商業面等での相乗効果が期待できる。■基盤造成や施設構造の工夫により洪水ハザードに対応すれば、まとまりのある一団の土地が活用可能であり、既存市街地と連携したリニア駅周辺整備が期待できる。
エリアB	<ul style="list-style-type: none">■亀山IC・スマートICや、国道1号、東名阪自動車道、伊勢自動車道、名阪国道との交通結節点に近接し、新名神高速道路も含め、広域的な道路アクセス性が高い。■JR亀山駅への乗り換え利便性を確保することにより、鉄道によるアクセス性が高まる。■民間産業団地「亀山・関テクノヒルズ」等の産業拠点や、重要伝統的建造物群保存地区「関宿」等の歴史文化資源にも近く、産業・観光面等での相乗効果が期待できる。■既存市街地と一体的なコンパクトなまちづくりによる効果的な都市機能の集積・連携が期待できるとともに、洪水ハザードの危険性も低い。
エリアC	<ul style="list-style-type: none">■東西方向に複数の県道、南北方向に国道306号と複数の県道が通過し、伊勢自動車道芸濃ICにも近接することから、広域的な道路アクセス性が高い。■JR下庄駅やJR亀山駅への乗り換え利便性を確保することにより、鉄道によるアクセス性が高まる。■県都や主要観光地の鈴鹿サーキットにも近く、産業・学術研究・観光面での広域的な連携が期待できる。■丘陵地を中心に未開発のまとまりのある一団の土地を有し、リニア駅整備を契機とした面的整備による将来的な拡張性も高い。また、丘陵地のため、洪水ハザードの危険性も低い。

また、本市は、中部・関西両圏の中間に位置する古くからの東西交通の要衝であり、こうした地域の強みを發揮させた中で、当該駅候補地案へリニア駅を誘致することは、新たな三重の玄関口として、県北勢地域のみならず、南勢・東紀州地域、伊賀地域など、広く県内への企業誘致、観光交流、移住、二地域居住等を促進させると考えます。



リニア中央新幹線の全線開業に向けたスケジュール

(東京・名古屋間の着工スケジュールから三重県が想定)

年度	年	内 容	年	内 容	年	内 容	
2021	10/7	【県同盟会臨時総会】 亀山市から駅候補地案の提案 有識者による評価・分析	2022	夏頃	【県同盟会総会】 「三重県駅」としての駅候補地を決議 県同盟会市町や経済団体との意見交換	2023～2026	JR東海による環境影響評価 計画段階環境配慮書 環境影響評価方法書 環境影響評価準備書 環境影響評価評価書
2022		JR東海へ要望	2023～2026	JR東海による環境影響評価 計画段階環境配慮書 環境影響評価方法書 環境影響評価準備書 環境影響評価評価書	2027	JR東海が建設工事に着手 国土交通省による認可 JR東海から国土交通省へ工事実施計画を申請	
2037 (最短)		全線開業予定					

リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会規約

(名 称)

第1条 この会は、リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会と称する。

(目 的)

第2条 この会は、磁気浮上式リニアモーターカーによる中央新幹線の早期建設と、県内への停車駅設置を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 関係情報の収集
- (2) 関係方面に対する陳情
- (3) 建設に関する調査・研究
- (4) 関係団体との連絡・協調
- (5) その他、この会の目的達成に必要な事項

(構 成)

第4条 この会は、県・市町及び各種団体で、第2条の目的に賛同する者をもって構成する。

(役 員)

第5条 この会に、次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	3 名
理 事	若干名
監 事	2 名

(役員の選任及び任期)

第6条 役員は、総会において選任する。但し、会長は、三重県知事をもって充てる。

- 2 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。
- 3 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の任務)

第7条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を組織して、会務の運営にあたる。
- 4 監事は、この会の会計を監査する。

(顧 問)

第8条 この会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が、この運動に関する重要な事項について助言と協力を得るため委嘱する。

(特別会員)

第9条 この会に特別会員を置くことができる。

- 2 特別会員は、この会の趣旨に賛同する者とし、会長が、この運動に関し助言と協力を得るため委嘱する。

(贊助会員)

第10条 この会の運動に関し、協力を得るため、贊助会員を置くことができる。

- 2 贊助会員は、この会の趣旨に賛同する各種団体とする。

(幹 事)

第11条 この会に幹事を置き、会長が選任する。

- 2 幹事は、この会の会務を分掌する。

(会議)

第12条 この会の会議は、総会、理事会及び幹事会とする。

(総会)

第13条 総会は、毎年1回開催する。但し、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

- 2 総会は、会長が招集する。また、会議は役員の半数以上の出席により成立し、その議決は出席者の過半数をもって決する。
- 3 総会の議長は、地域連携部長が行うものとする。
- 4 総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 規約の制定・改廃に関すること
 - (2) 事業計画に関すること
 - (3) 予算及び決算に関すること
 - (4) その他、重要な事項

(理事会)

第14条 理事会は、必要に応じて会長が招集し、次の事項を審議決定する。

- (1) 総会提出議案
- (2) その他、会長が必要と認めた重要な事項

(幹事会)

第15条 幹事会は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 幹事会は、次の事項を審議する。
 - (1) 理事会に付議すべき事項
 - (2) 事業執行に関すること
 - (3) その他、会長が必要と認めたこと

(担当課長会議)

第16条 担当課長会議は、県、市町および市長会、町村会の各担当課室長により構成し、必要に応じ事務局が招集する。

- 2 担当課長会議は、次の事項について、企画・立案・協議する。
 - (1) 幹事会に付議すべき事項
 - (2) 事業執行に関すること
 - (3) その他、会長が必要と認めたこと

(会計)

第17条 この会に要する経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

- 2 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。
- 3 会費の額、事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は会長が作成し、第13条の会議の承認を得る。
- 4 事業報告及び決算書類は、毎会計年度終了後、会長が作成し、監事の監査を受け、第13条の会議の承認を得る。

(事務局)

第18条 この会の事務を処理するため、会長が所属する団体に事務局を置く。

(その他)

第19条 この会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1. この規約は、昭和53年3月30日から施行する。
2. 昭和53年度の会計年度は、第16条第2項の規定にかかわらず、昭和53年3月30日に始まり、翌年3月31日までとする。

附 則

この規約は、昭和63年8月26日から施行する。

附	則
この規約は、平成 21 年 5 月 29 日から施行する。	
附	則
この規約は、平成 22 年 5 月 21 日から施行する。	
附	則
この規約は、平成 23 年 5 月 27 日から施行する。	
附	則
この規約は、平成 30 年 5 月 7 日から施行する。	
附	則
この規約は、令和 3 年 7 月 6 日から施行する。	

名簿

1 役員

2 顧問

3 特別会員

4 賛助会員

令和3年9月30日現在

(但し、その後の変更については可能な限り掲載した)

1 役 員 名 簿

2 顧問名簿

衆議院議員	田中岡三川芝吉青市寺	村川田矢崎川木川本	久春也生郎一み順人春
"	"	"	"
"	"	"	"
"	"	"	"
参議院議員	"	"	"
三重県議会議長			
三重県市議会議長会会长			
三重県町村議会議長会会长			

3 特別会員名簿

三重県議会議員

三重県議会議員

"	尚夫
"	栄典
"	矢信
"	規和
"	樹治
"	人男
"	行男
"	之聰
"	隆保
"	孝正
"	智正
"	年教
"	直真
"	直富
"	信初
"	田村
"	川根
"	垣沖
"	嶋本
"	津野
"	部場
"	井瀬
"	林
"	長野
"	谷藤
"	石日
"	中山木
"	森館
"	服西
"	濱中
"	村

(選挙区別 50 音順)

4 贊助会員名簿

朝明商工会
一般社団法人 伊賀上野観光協会
伊賀市商工会
伊賀森林組合
伊賀ふるさと農業協同組合
伊曾島漁業協同組合
いなべ市商工会
上野商工会議所
一般社団法人 亀山市観光協会
亀山市自治会連合会
亀山商工会議所
亀山青年会議所シニアクラブ
一般社団法人 亀山青年会議所
亀山ライオンズクラブ
公益社団法人 三重県観光連盟
木曽岬漁業協同組合
三重県漁業協同組合連合会
楠町商工会
桑名三川商工会
桑名市観光協会
桑名商工会議所
一般社団法人 桑名青年会議所
三重北農業協同組合
三重県経営者協会
菰野生産森林組合
菰野町商工会
三重県商工会議所連合会
三重県商工会連合会
白塚漁業協同組合
一般社団法人 三重県森林協会
三重茶農業協同組合
一般社団法人 鈴鹿市観光協会
鈴鹿市自治会連合会

鈴鹿商工会議所
鈴鹿森林組合
一般社団法人 鈴鹿青年会議所
鈴鹿農業協同組合
多度町観光協会
三重県中小企業団体中央会
津安芸農業協同組合
一般社団法人 津市観光協会
津商工会議所
公益社団法人 津青年会議所
東員町商工会
七大字生産森林組合
一般社団法人 名張市観光協会
名張商工会議所
一般社団法人 名張青年会議所
公益社団法人 日本青年会議所東海地区三重ブロック協議会
三重県農業協同組合中央会
四日市市漁業協同組合
四日市商工会議所
一般社団法人 四日市青年会議所
四日市みなとライオンズクラブ
四日市ライオンズクラブ
四日市ロータリークラブ
三重県森林組合連合会
伊勢湾漁業協同組合
伊勢ライオンズクラブ
一般社団法人 伊勢青年会議所
神都ライオンズクラブ
公益社団法人 伊勢市観光協会
伊勢商工会議所
伊勢南ロータリークラブ
伊勢中央ロータリークラブ
伊勢ロータリークラブ

尾鷲観光物産協会
尾鷲商工会議所
鳥羽商工会議所
鳥羽磯部漁業協同組合
鳥羽ロータリークラブ
鳥羽ライオンズクラブ
一般社団法人 鳥羽青年会議所
一般社団法人 鳥羽市観光協会
鳥羽市旅館組合連絡協議会
熊野漁業協同組合
三重くまの森林組合
熊野商工会議所
熊野市観光協会
一般社団法人 熊野青年会議所
志摩市商工会
志摩市観光協会
志摩青年会議所
志摩ロータリークラブ
志摩ライオンズクラブ
多気町商工会
多気工業会
多気町観光協会
明和町観光協会
明和町商工会
多気郡農業協同組合
宮川上流漁業協同組合
宮川森林組合
大台町商工会
玉城町商工会
度会町商工会
伊勢農業協同組合
いせしま森林組合
大紀町商工会

大紀森林組合
南伊勢町観光協会
南伊勢町商工会
みえ熊野古道商工会
紀北町観光協会
紀南漁業協同組合
紀宝町商工会
三重県信用保証協会
松阪商工会議所
一般社団法人 松阪市観光協会
松阪香肌商工会
松阪北部商工会

決議（案）

リニア中央新幹線は、将来の日本を支える新たな国土の大動脈として、関東・中部・近畿圏の交流、連携を一層強化させ、人口約7000万人のスーパー・メガリージョンを生み出す重要な社会基盤であり、その開業の効果は、三重県においても、観光や産業経済、県民生活等の様々な分野に波及し、本県のさらなる発展に大きく寄与するものである。

令和3年1月には、リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会として亀山市を県内駅位置候補に決定した。また、10月には亀山市からリニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会に対して、県内駅候補地案の提案がされるなど、リニア中央新幹線の早期全線開業に向けた三重県の取組は、さらに一步前に進んだ。

一方、東京・名古屋間については、平成26年10月に認可された工事実施計画により、建設工事が進められているが、現在、困難な諸課題に直面している。

まずは、この区間の事業を2027年開業に向けて着実に進めるとともに、開業後連続して行うとされる名古屋・大阪間の速やかな事業着手、一日も早い全線開業へと確実につなげていく必要がある。

さらに、リニア中央新幹線は、東京・大阪間の全線が開業されてこそ機能が完全に發揮される事業とされているが、名古屋・大阪間については、整備計画において奈良市附近が主要な経過地とされているもののルートや停車駅の設置が未だ決定されていない状況にある。

このため我々は、リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会の事業目標に則り、三重・奈良・大阪ルート及び県内への停車駅設置の早期確定と東京・大阪間の一日も早い全線開業に向けて、次の事項について一致協力して強力な運動を展開するものとする。

- 1 一日も早い全線開業の実現に向け、まずは東京・名古屋間については、工事実施計画に基づき着実に事業を進め、早期整備を図ること。特に、未着工区間については、国、JR東海及び関係者による協議を迅速に進め、早期着手を図ること。また、名古屋・大阪間については、2045年から8年前倒しの2037年開業が確実なものとなるよう、工事の早期着工を図ること。
- 2 名古屋・大阪間のルートは、南海トラフ地震などの災害リスクへの備えとするため、東海道新幹線のリダンダンシー機能を備えた三重・奈良・大阪ルートとし、県内の停車駅位置は、鉄道や高速道路によるアクセス利便性等を十分に勘案し、リニア中央新幹線の整備効果を県内全域に波及できる場所とすること。
- 3 駅周辺の魅力あるまちづくりに向けた具体的な検討など、事業促進に向けた環境整備を着実に図ることができるよう、環境影響評価の手続に速やかに着手するなど三重県内の概略ルート及び駅位置の早期公表に向けた準備を連携、協力して進めること。
- 4 技術開発等による大幅なコストダウンに努めるとともに、東京・名古屋間の工事等を検証し、今後の円滑な事業実施につながる事前の対策を講じるなど、一日も早い全線開業のための方策を引き続き検討すること。
- 5 リニア中央新幹線の推進にあたっては、東京・名古屋間の工事状況等を踏まえながら、沿線地域として円滑な環境影響評価等の実施に役立つよう、引き続き関係者による意見交換等の機会を定期的に設けるなど、緊密な協力関係の構築に努めること。

以上決議する。

令和3年10月7日

リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会